

新規受託項目

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、下記項目につきまして、検査の受託を開始いたしますのでご案内申し上げます。

謹白



項目名

● マンデル酸(エチルベンゼンの代謝物として) (依頼コード No.1774)

受託開始日 2013年9月30日(月) 受付分より

「特定化学物質障害予防規則」改正によりエチルベンゼンを使用する作業者について、特殊健康診断として尿中マンデル酸検査を実施することが平成25年1月1日より義務化されました。以前より尿中マンデル酸検査はスチレンの代謝産物として検査を行っておりましたが、この改正に伴い、エチルベンゼン使用者を対象とした尿中マンデル酸検査を新規に受託開始させていただきます。

受託要領

依頼コード No.	1774
統一コード	3K041-0000-001-204
検体必要量	尿 1.0mL
容器	U-1
検体の保存方法	冷蔵
所要日数	4～7
検査方法	HPLC法
基準値	なし
単位	g/L
報告範囲	0.01以下～最終値
報告桁数	小数第2位
検査実施料/判断料	未収載

*有機溶剤中毒予防規則(有機則)に基づく健康診断で「スチレン」使用の場合は、依頼コードNo.1107 マンデル酸(スチレンの代謝物として)をご利用ください。

株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

電子カルテはビー・エム・エル

**Qualis**
Medical Station